







須崎市で利用できる子どもの支援一覧

子どもの様子 成長の目安	出生時～1歳半 くらいまで	～3歳くらい まで	～6歳くらい まで	小学校	中学校	高等学校 ～18歳 まで	18歳 以上
	◎歯が生える ◎歩く ◎大人の言っていることが 少し分かる ◎離乳食が完了する ◎好きな遊びがある 	◎はみがきや仕上げ磨きが できる ◎階段の昇り降りができる ◎言葉のやり取りができる ◎色々なものが食べられる ◎ごっこ遊びができる 	◎身の周りのことが一人でできる ◎約束やルールを守って、集団生 活を楽しく過ごせる ◎友達とやりとりをして遊ぶ ◎姿勢やバランスを保つことがで きる ◎思いやる気持ちや、知りたい気 持ちがある ◎生活リズムが整っている 	◎授業に集中できている ◎仲間や友だちがいる ◎外出の機会や放課後に過ごす場 所がある ◎自分の感情をわかっている ◎相手の立場でものごとを考えら れる ◎学校での出来事を家で話してく れる ◎自分の物の管理ができる 	(思春期) ◎場に応じた振る舞いができる ◎言葉で自分の気持ちを表現できる ◎健康が保たれている ◎目的に向かって意欲的に取り組め る ◎卒業後の進路が決まっている 	こどもの成長段階 	
保健所や 県の 機関等	発達相談会			障害者就業・生活支援			
	リハビリ地域訪問						
	外部専門家を活用した支援体制充実事業				特別支援学級等サポート事業		
子ども・ 子育て 支援課	家庭児童相談室						
	子育て医療						
	未熟児養育医療				放課後児童クラブ		
	加配保育士			こうち・若者サポート ステーション			
	子育て支援センター						
	ファミリーサポートセンター						
健康 推進課	子育て世代包括支援センター						
	4ヶ月健診 1歳6か月健診 3歳児健診(言語相談)						
	保健師訪問・育児相談・各種教室						
学校 教育課				教育相談			
				教育支援センター			
				スクールソーシャルワーカー			
				スクールカウンセラー			
福祉 事務所	相談支援						
	児童発達支援			放課後等デイサービス			
	保育所等訪問支援					就労移行支援	
	日中一時支援・移動支援・居宅介護・短期入所						
	福祉医療・育成医療						
子どもの 成長	出生時～1歳 半くらいまで	～3歳くらい まで	～6歳くらい まで	小学校	中学校	高等学校 ～18歳 まで	18歳 以上

相談できるところ サービス調整機関

医療機関 (治療・診断・訓練など)

県の行政機関

- 児童相談所、療育福祉センター
- 須崎福祉保健所

連携支援

教育機関

- 学校
- 特別支援学校 など

相談支援事業所

(須崎市生活支援・総合相談センター
「ほっと」(40-0358) など)

須崎市総合保健福祉センター

- 子ども・子育て支援課 42-1229
- 健康推進課 42-1280
- 学校教育課 42-5291
- 福祉事務所障害福祉係 42-1207

須崎市で利用できる子どもの支援の説明・お問合せ先

須崎市健康推進課：0889-42-1280

子育て世代包括支援センター	妊娠期から、妊娠・出産・育児等に関する身近な相談窓口として、保健師・助産師が相談にのります。また、産前産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業、助産師の訪問、ままカフェ等を行っています。 須崎市健康推進課にご相談ください。
乳幼児健診	4か月、1歳6か月、3歳児健診を実施し、発育・発達を確認をします。
保健師訪問 育児相談 各種教室	訪問や育児相談で、保護者の相談にのり、身体計測の実施や地域資源の紹介をします。来所での相談、手紙や電話など、様々な方法で相談していただけますので、お気軽にご相談ください。離乳食の相談・教室も行っています。
発達相談会	乳幼児健診や保育所等でこころやかなら、ことばの発育・発達がちよっと気になる、サポートが必要かもと感じる子どもさんや保護者の方を対象に、相談会を実施します。相談会は小児科医師と言語聴覚士が担当します。詳しいことや申込については須崎福祉保健所又は須崎市健康推進課にご相談ください。
リハビリ地域訪問	保育所・小学校・自宅などを訪問し、運動発達を促すプログラム、保育所や小学校で実施できるリハビリ、コミュニケーション、食形態や介助方法について、手先の不器用さについての評価とリハビリを行います。詳しいことや申込は須崎福祉保健所又は須崎市健康推進課にご相談ください。

須崎市子ども・子育て支援課：0889-42-1229

家庭児童相談室	子どもたちの健やかな成長を願って、子どもとその家族、また、子どもに関わる全ての方々のいろいろな悩みや心配ごとをお聞きし、問題解決のお手伝いをしています。来所での相談、手紙や電話など、様々な方法で相談していただけますので、お気軽にご相談ください。相談者や相談内容についての秘密は守られます。また、相談内容によっては、他の専門機関をご紹介します。
子育て医療	出生後～中学校卒業まで子どもの医療費を助成します。
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生し、医師の判断で「入院治療が必要」とされた場合に医療費を助成します。
子育て支援センター	妊婦さんや、0歳から就学前のお子さんとその家族が自由に集い交流できる場です。お母さん同士のいろいろな思いを共有したり、お母さん自身の疲れや負担感を話すだけでも、気持ちがらっと軽くなることもあります。ぜひ遊びに来てください。
ファミリーサポートセンター	仕事や家庭の都合などで、託児や送迎などの「子育て支援を受けたい人」と、有償ボランティアで「子育て支援する人」の橋渡しをします。
こうち・若者サポートステーション	個別担当制を取り、就職、進学、復学、高卒認定資格取得などの進路実現に向けて支援を行っています。また、キャリアコンサルタント、臨床心理士など、専門スタッフのアドバイスも受けられます。セミナーや体験活動を通し、自分らしい進路を見つけるサポートをします。 すさき・サテライト連絡先：0889-43-9004

その他の子どもの支援

巡回相談（外部専門家を活用した支援体制充実事業）	幼稚園や保育園・学校等の要請により、在籍する発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を小中学校や保育園等に派遣しています。
特別支援学級等サポート事業	学校の要請により、特別支援学級における指導方法、内容の工夫改善や課題の解決を図るため、県立特別支援学校及び教育事務所が学校訪問等により必要な支援を行っています。

須崎市学校教育課：0889-42-5291

教育相談	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し適切な就学や学びの場の見直し等の検討をする際に、県立特別支援学校教員を派遣し、必要な教育相談を実施します。ご検討をされている方は、ご相談ください。
教育支援センター	小中学校に在籍する不登校の児童生徒に対し、適切な支援と指導を行い、学校生活への復帰や自立を図ることを目的として設置しています。まずはお問合せ下さい。
スクールカウンセラー	児童生徒、保護者及び教員に対し、カウンセリング及び助言、援助を行うため、小中学校に配置（週1回程度）しています。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の問題行動の背景にある心の問題とともに家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれているさまざまな環境の問題に対し、専門的な知識や技術を用いてはたらきかけ、課題解決を図ります。

須崎市福祉事務所障害福祉係：0889-42-1207

障害者就業・生活支援	仕事に就きたい方や、仕事をしている方の生活面も含め様々な相談・支援を行います。ハローワークや市役所からもご紹介ができますので、お気軽にご相談ください。
計画相談支援・一般相談支援	子どもの成長や発育に合わせた福祉サービス等を利用するために、情報提供や専門機関の紹介等を行い、必要に応じて下記の福祉サービスの利用計画を作成します。利用計画は一定期間ごとに利用状況の検証をして見直しを行います。また、福祉・保健・医療・就労など各種サービスと連携して、生活面やさまざまな課題、将来へ向けての相談支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。
児童発達支援	子どもの個別の課題に合わせて目標を立て、日常生活における、基本的な動作の指導を行い、知識や技能を身につけ、集団生活への適応訓練などを行います。必要に応じて家族への支援も行っています。
保育所等訪問支援	専門スタッフが保育所や幼稚園・小学校等へ出向き、集団生活へ加わりながら、子どもや訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中にご利用できます。子どもの課題や状況に合わせた目標を立て、発達支援や生活能力向上のための訓練、居場所の提供を行います。必要に応じて家族への支援も行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が、個別の支援計画に沿って、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。就労支援員に就職や体調に関する相談をすることなど、必要なサポートを受けることができます。
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な負担を軽減します。
移動支援	屋外の移動に困難がある障害者等にガイドヘルパーを派遣して、余暇活動や社会生活上必要な外出のための支援を行い、自立生活や社会参加を促進します。
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所	自宅で介護をする人が病気などで一時的に支援ができなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
福祉医療	重度障害の手帳をお持ちの方の医療費について、医療保険の自己負担分を助成します。
育成医療	障害を軽減するためや、将来障害を残す恐れのある疾患を治療するための医療費を助成します。